

東南アジアにおける「人間の安全保障」 —APEC と ASEAN を中心に—

長尾名穂子

I. はじめに

「人間の安全保障」は、国連開発計画（UNDP）が1994年に発表した『人間開発報告書』で提唱され、広く知られるようになり、日本やカナダなどによって積極的に推進されてきた。同報告書は「人間開発」を「人びとの選択の幅を拡大する過程」とし、「人間の安全保障」とは「これらの選択権を妨害されずに自由に行使でき、しかも今日ある選択の機会は将来も失われないという自信を持たせることである」と示した。そして、二つの主要な構成要素として「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」があるとした^①。

日本は、「人間の安全保障」を外交政策の一つと位置づけ、1998年の人間の安全保障基金の創設、2001年の人間の安全保障委員会の設置に中心的役割を果たした^②。「人間の安全保障」の中でも「欠乏からの自由」を重視する立場をとり、援助を主とした活動を展開している。

カナダは「恐怖からの自由」を重んじる政策を推進してきた。1999年に人間の安全保障ネットワーク（HSN）を設立、2000年には「介入と国家主権に関する国際委員会」（ICISS）設置を主導し、同委員会は2001年に提出した報告書において「保護する責任」という新たな概念を発表している^③。

東南アジアでは、2003年のアジア太平洋経済協力（Asia Pacific Economic Cooperation、以下 APEC）首脳宣言において、「人間の安全保障」が盛り込まれ、さらに、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations 以下 ASEAN）においても公式文書等で使用されている。また、タイ政府は2002年、国内の社会福祉政策を担う社会開発・人間の安全保障省（Ministry

of Social Development and Human Security) を創設するなど、東南アジアにおいても「人間の安全保障」が広まりつつある。

しかし、このような東南アジアの姿勢には意外な印象を受ける。「人間の安全保障」は「人権」と強い関連持つとされるが、東南アジアは「人権」に対して強い反発を示してきた歴史を持っている⁴⁾。かつて、「人権」を西洋的価値観の押しつけであるとして人権の相対性を主張し、1993年には独自の人権観を示すバンコク宣言を採択した⁵⁾。また、2012年に採択された ASEAN 人権憲章は、平和を享受する権利などを盛り込んだ点が評価される一方で、NGO などからは依然として国際基準を満たしていないなどの批判もある⁶⁾。

このような背景をもつ東南アジアで「人間の安全保障」が受け入れられているのはなぜだろうか。アチャリヤ (Acharya, Amitav) は東南アジアの受容的態度について、1997年のアジア経済危機が最も重要な契機であったとしている⁷⁾。さらに、その後続いた 9・11、バリでのテロ、SARS、2004年の津波など国境を超える課題の出現も、「人間の安全保障」を取り入れるきっかけとなったと指摘している⁸⁾。

では、上記のような出来事を機に「人間の安全保障」を受容し始めた東南アジアは、それをどのように認識し、位置づけているのだろうか。「人権」との関係はどう捉えているのか。内容は日本やカナダとは異なるのか。こうした疑問を本稿では明らかにしていきたい。考察にあたってはまず、APEC と ASEAN それぞれの「人間の安全保障」の使用について調査する。二つの地域共同体を対象とすることで、東南アジア諸国をほぼカバーすることが可能である。同時に、APEC には日本やカナダも含まれているため、それらの影響について検討することができる。調査対象として望ましいのは、APEC、ASEAN の意思として公式に継続的に発表されている文書である。APEC は APEC 首脳宣言が該当するが、ASEAN の首脳会議は公開している文書が一定でない。したがって、ホームページに掲載されている首脳会議関連文書の

すべてを対象とする。また、「人間の安全保障」の脅威についても検討していく。その理由は、小和田恒と山影進が、「多義的な『人間の安全保障』概念をその言葉の使用者がどのように捉えているかは、人間の安全保障の脅威としてどのようなものを挙げているのかをみるとよく分かる」⁹⁾と指摘しているように、東南アジアの「人間の安全保障」に対する認識を分析するには、脅威の内容にも注目する必要があると考えるためである、

本稿のように、ASEAN などの「人間の安全保障」の使用に注目する視点は、ニシカワ (Nishikawa Yukiko) の研究でも見られる。ニシカワは ASEAN Way と「人間の安全保障」が両立し得るのかを検証する中で、ASEAN 憲章のための賢人レポートで使用されている「人間の安全保障」の特徴について述べている¹⁰⁾。しかし、本稿のように東南アジアの「人間の安全保障」の使用を一定期間にわたって調査した研究はほとんど見られない。したがって、新たな視点を提供するものとして意義をもつものである。

本稿の構成は、APEC、ASEAN の順にそれぞれの「人間の安全保障」の使用法と脅威の内容について検討し、最後に日本、カナダとの比較を通して東南アジアにおける「人間の安全保障」について考察する。



図 1. APEC と ASEAN の加

II. APEC における「人間の安全保障」

APEC は、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の全主要国・地域が参加するフォーラムとして 1989 年に発足した。主な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力である。APEC 首脳・閣僚会議は地域的首脳、閣僚が一堂に会する唯一の機会であり、1993 年から開催されている。域内の課題にとどまらず、国際社会全体の課題について首脳同士が直接意見を交換する貴重な場である。その会議の成果を首脳宣言として採択し、公表している。

1. APEC 首脳宣言における「人間の安全保障」

1993 年から 2013 年までに採択された APEC 首脳宣言を調査した結果、2003 年から 2010 年の間で「人間の安全保障」が使用されていた。それらを首脳会議の開催年と開催回および、「人間の安全保障」が登場した箇所の抜粋の三項目で整理したものが表 1 である。抜粋については、「人間の安全保障」の使用部分に限らず、その内容が記されている箇所も抜き出している。「人間の安全保障」に付している下線は筆者によるものである。

表 1 APEC 首脳宣言における「人間の安全保障」

年・回	「人間の安全保障」に関する記述(抜粋)
2003 年 第 11 回 タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の安全保障の強化 <p>我々は、国際的なテロと大量破壊兵器の拡散が自由で開かれ、繁栄した経済という APEC の展望に対して直接的かつ重大な挑戦を突き付けているとの認識で一致した。我々は、APEC が経済の繁栄を促進することだけでなく、人々の安全を確保するという補完的使命にも貢献していくとの認識で一致した。</p>
2004 年 第 12 回 チリ	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の安全保障を強化し(前文) ・人間の安全保障の強化—経済成長の下支え <p>我々は、過去 1 年の間にベスランとジャカルタにおいて悲惨にも示されたテロリズムの凶悪な行為と恐るべき結果を想起した。我々は、メンバーの繁栄と持続可能な成長を進展させる決意、及び人々の安全を確保するための補完的な使命を再確認した。</p>

<p>2005年 第13回 大韓民 国</p>	<p>・「安全で透明性のあるアジア太平洋地域—人間の安全保障の強化」 我々は、数千人の命を奪い、アジア太平洋地域の経済的繁栄と安全の不安定化を意図した、地域におけるテロ行為を非難した。これらの行為は、APECの目的である繁栄の推進及びその補完的的使命である安全の強化に対する明らかな挑戦である。</p>
<p>2006年 第14回 ベトナム</p>	<p>・人間の安全保障を強化することを誓った。(前文) ・人間の安全保障の強化 我々は、世界中で深刻な脅威となっているテロ行為を非難した。地域の繁栄及び持続可能な開発を推進するという我々の約束を守り、人々のための安全を確保するという我々の補足的な使命を果たすため、我々は、あらゆる形態及び姿のテロと闘うための努力を継続すると決意している。</p>
<p>2007年 第15回 オース トラリ ア</p>	<p>・人間の安全保障の強化 我々は自然災害に対する我々の地域の脆弱性、および人間の安全保障に対する脅威から生ずる計り知れない人的、経済的損失を度々経験してきた。我々は皆、テロ、感染症、不法薬物及び汚染された製品、並びに自然災害による国境を越えた潜在的に拡大しうる、人々と経済に対する新しいリスクと挑戦に直面していることを認識した。我々は人間の安全保障が経済成長と繁栄にとって不可欠であると確認した。我々は、人間の安全保障に対する挑戦における協力を強化し、またその際、ビジネスのニーズを十分に対応し続けることを決意した。</p>
<p>2008年 第16回 ペルー</p>	<p>・地域における人間の安全保障の強化 【テロとの闘い及び地域貿易の安全確保】 人間の安全保障を強化し、自然、事故及び故意による混乱から地域のビジネスと貿易を保護することは APEC にとって永続的な優先事項であり、また、APEC の中核的な貿易と投資のアジェンダの中で欠かさない要素である。 【災害リスクの軽減、災害への備えと管理】 地域における災害リスクを軽減し災害への備えと管理を改善することは、地域が直面する重大な人間の安全保障の問題である。</p>
<p>2009年 第17回 シンガ ポール</p>	<p>・人間の安全保障の強化 我々は、中国、日本、フィリピン、チャイニーズ・タイペイ及びベトナムを襲った破壊的な台風、インドネシアにおける地震及び先般のテロ攻撃が引き起こした人命の損失と破壊に対し、謹んで哀悼の意を表明する。我々は、アジア太平洋地域における経済成長と繁栄を継続する上で、人間の安全保障を強化し、ビジネスと貿易の攪乱への脅威を減少する重要性を再確認する。</p>
<p>2010年 第18回</p>	<p>・同共同体において、我々は人間の安全保障と経済活動への脅威により良く対応することができる。 ・我々の成長戦略は、構造改革、人材及び起業家精神の育成、グリーン成長、知識基盤経済及び人間の安全保障といった作業項目を包含する。 ・我々は、地域全体において、人間の安全保障に係る基本精神を守護するとともに、すべての参加エコノミーに対し、地域経済を頓挫させ得る深刻な脅威を最小化し、それに備え、対応するための具体的な手段をとることにより、人間の安全保障を確保する共同の能力を向上するための取組を継続するよう求める。</p>

表1について、年ごとに検討していく。

2003年は、「人間の安全保障の強化」という項目の中で、「国際的なテロと大量破壊兵器の拡散」がAPECの展望に対する「重大な挑戦」であるという認識が示され、「人々の安全を確保するという補完的使命にも貢献していくとの認識で一致した」とされている。

2004年の首脳宣言では、前文に「人間の安全保障を強化し」と述べられている箇所があり、本文では、「人間の安全保障の強化—経済成長の下支え」という項目が置かれている。域内で発生したテロに言及し、「人々の安全を確保するための補完的な使命を再確認した」としている。

2005年は、「安全で透明性のあるアジア太平洋地域—人間の安全保障の強化」という項目において、「テロ行為」は「APECの目的である繁栄の推進及びその補完的使命である安全の強化に対する明らかな挑戦」であるとしている。

2006年は、前文で「人間の安全保障を強化することを誓った」という表現が使われている。本文では「人間の安全保障の強化」という項目でテロを非難し、「人々のための安全を確保するという我々の補足的な使命を果たす」と述べられている。

2007年は、「人間の安全保障の強化」という項目の中で3回「人間の安全保障」が使用されている。これまでに登場してきた「テロ」と「大量破壊兵器」に加えて、「自然災害」や「感染症」「不法薬物及び汚染された製品」などが「人間の安全保障」の課題として挙げられている。一方、前年まで使用されていた「補完的（補足的）使命」という表現は見られない。

2008年は、「地域における人間の安全保障の強化」という項目が二つに分けられ、「人間の安全保障」の強化がビジネスの保護につながることで、そして災害への備えが「人間の安全保障」の問題であることが示されている。

2009年は、「人間の安全保障の強化」という項目において、「破壊的な台風」

と「テロ攻撃」の犠牲者への哀悼の意が示されている。そして、「経済成長と繁栄を維持する上で、人間の安全保障を強化」する必要性を再確認している。

2010 年は、項目の設定はないが、本文において「人間の安全保障」が 4 回使用されている。「経済活動」「成長戦略」「地域経済を頓挫させ得る深刻な脅威を最小化」など、「人間の安全保障」と経済の強い関連を示す表現が目立つ。

このように 2003 年から 2010 年の APEC 首脳宣言を整理した結果、次のことが言える。まず、APEC は「人間の安全保障」に受容的であるということである。最も多く使われていた「人間の安全保障の強化」という表現からわかるように、APEC は「人間の安全保障」を推進すべきという認識をもっている。しかし、「人間の安全保障」とは何を意味するのか。どのような概念と捉えているのか。明確にされていない。意味や定義を示すような表現は見当たらず、APEC 加盟国である日本やカナダが主張する「人間の安全保障」の内容や方向性について触れる記述も見られなかった。

次に特徴的な点は、「経済成長の下支え」「経済成長と繁栄にとって不可欠」「人間の安全保障と経済活動への脅威」など、経済に係る言葉との併用が多く見られることである。APEC の目的と一致する表現とともに使用されていることから、APEC の主眼である経済分野に「人間の安全保障」を受容していたと思われる。しかし、APEC は当初から経済分野の概念として「人間の安全保障」を使用していた訳ではない。これについては、2003 年から 2006 年の間で使用されていた「補完的（補足的）使命」という言葉に注目したい。2003 年「人間の安全保障の強化」の項目では「APEC が経済の繁栄を促進することだけでなく、人々の安全を確保するという補完的使命にも貢献していくとの認識で一致した」とあり、2006 年には、「地域の繁栄及び持続可能な開発を推進するという我々の約束を守り、人々のための安全を確保するという我々の補足的な使命を果たすため」と記されている。この「補完的」および「補足的」という言葉の意味は、欠けているところや不十分なところ

を補って完全なものにすることである。「人々の安全を確保するという補完的使命にも貢献」という表現は、APECに欠けている安全保障分野の協力を指していると考えられる。「人間の安全保障」を掲げる項目の中で、この表現が使用されているということは、この頃のAPECは「人間の安全保障」について安全保障分野の概念として認識していた可能性がある。

また、「人々の安全を確保する」という表現の中の「人々」は、APEC加盟国内の人々が想定されている。それはこの部分の英語の原文が“the complementary mission of ensuring the security of our people”（下線筆者）と表現されているように、「われわれの人々」すなわち加盟国内の人々を指していることがわかる。しかし、2007年以降は「人々の安全を確保する」「補完的（補足的）使命」といった表現は、全く使用されなくなる。この変化については、次節で検討するAPECの「人間の安全保障」の脅威と合わせて考察していきたい。

2. APECによる「人間の安全保障」の脅威

表2は、表1をもとにAPECが「人間の安全保障」の脅威として挙げてきた項目について整理したものである。直接的に脅威と表現していなくても、文脈上脅威と捉えていると考えられるものも含んでいる。多数の脅威が挙げられている場合、登場とは異なる順で記載している場合もある。

年ごとに見ていくと、2003年は「国際的なテロ」「大量破壊兵器の拡散」が挙げられ、2004年には実際に加盟国内で発生した「テロ」に言及されている。2005年、2006年は「テロ」、2007年になると「テロ」と「大量破壊兵器」に加えて「感染症」「自然災害」「不法薬物」など多様な項目含まれるようになる。2008年には、「テロ」「自然」「災害」となり、2009年は「テロ」に加えて、加盟国を襲った「地震」「台風」が挙げられている。2010年には、具体的な課題は示されず、「地域経済を頓挫させ得る深刻な脅威」という表現

表 2. 「人間の安全保障」の脅威の内容

年・回	脅威
2003年 第11回	国際的なテロ、大量破壊兵器の拡散
2004年 第12回	テロリズム
2005年 第13回	テロ
2006年 第14回	テロ
2007年 第15回	テロ、感染症、不法薬物及び汚染された製品、並びに自然災害による国境を越えた潜在的に拡大しうる人々と経済に対する新しいリスク、大量破壊兵器の拡散
2008年 第16回	テロ、自然、事故及び故意による混乱、地域における災害リスク
2009年 第17回	テロ攻撃、地震、破壊的な台風
2010年 第18回	地域経済を頓挫させ得る深刻な脅威

表 1. を下に筆者作成

が使われている。

表 2 から、APEC が「人間の安全保障」の脅威として捉えている内容は一定ではないことがわかる。2003 年から 2009 年までは、常に「テロ」が脅威として示されていた。2007 年に「感染症」や「自然災害」などが加わったが、継続することはなく、年によって異なる脅威が示されている。

こうした脅威の変化は、APEC の「人間の安全保障」の認識の変化と対応している。前節で「補完的使命」という表現が、2003 年から 2006 年までは使われていたものの 2007 年以降使用されなくなったことを指摘した。同時期を脅威の内容から見ると、2003 年から 2006 年は、「テロ」や「大量破壊兵器の拡散」が示されていた。まさしく安全保障分野における課題である。ところが、「補完的使命」の使用を中止した 2007 年には脅威の内容は拡大し、「感染症」や「自然災害」「不法薬物」も含まれるようになったのである。

こうした点から、APEC は「人間の安全保障」の導入当初は、安全保障分野の概念として認識していたが、2007 年以降は安全保障分野ではなく、広範囲な課題を取り上げる包括的な概念として位置づけを変更したといえる。

前節と合わせた検討を踏まえて、APEC による「人間の安全保障」の特徴

は以下の四つの点にまとめることができる。

第1に、定義や人権との関連を明確に示していないこと。第2に、経済成長と関連づけていること。第3に、安全保障の概念から包括的な概念へ位置づけを変化させ、同時に脅威の内容も拡大したこと。第4に、加盟国内の人々を想定していることである。

では、次にASEANにおける「人間の安全保障」について検討していく。

III. ASEANにおける「人間の安全保障」

1967年8月5日、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国外相がバンコクに参集し、8月8日にASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEANは発足した。その後、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが順に加盟していき、2010年現在、上記10カ国で形成される多国間組織である。ASEANの最高意思決定機関が、ASEAN首脳会議（ASEAN Summit）である。

1. ASEAN首脳会議における「人間の安全保障」

ASEAN首脳会議に関しては各会議の公開文書が一定でなかったため、ASEAN首脳会議ホームページにおいて、それぞれの首脳会議関連資料として公開されているすべての文書について調査した。4回の非公式会合を含め、1976年の第1回から2013年の第23回首脳会議までを調査し、「人間の安全保障」の使用があった文書を整理したものが、表3である。項目は左から、首脳会議の開催年と回、「人間の安全保障」の使用があった資料の名称、記述箇所の抜粋の四項目で整理している。

表 3. ASEAN における「人間の安全保障」

開催順	資料名	記述箇所の抜粋
1999年 第3回非	議長声明	人間の安全保障、地域的アイデンティティと弾力性、そしてアセアンの活動に関する話し合いを歓迎した。
2000年 第4回非	ASEAN 賢人会 議報告書	18カ所 (human security and development)
2001年 第7回	第7回エイズに 関する ASEAN サミット宣言	[4] エイズの流行は、 <u>人間の安全保障</u> を脅かすものであり、年齢、性別、人種の区別に関係なく社会のすべての層に影響を与え、社会的経済的發展を損なう人間の尊厳と生きる権利への手ごわい挑戦である。
2002年 第8回	東アジア研究グ ループの最終報 告書	① 国家安全保障に対する国際テロの影響を考慮し、東アジアの国々は国境を超える問題に対する協力を強化することに合意してきた。この点では、東アジア研究グループも東アジアの国々は人間の安全保障と地域の安定性に影響を与える国境を超える課題に対する協力と協議を強化するべきであるという意見である。② 東アジア研究グループは、貧困は社会正義と人間の安全保障を脅かし、結果的に社会不安を引き起こす根本原因の一つであると認識する。③ 貧困は、社会正義と人間の安全保障を脅かし、地域的不安定を生み出す様々な問題の根本原因の一つである。④ グローバル化の中で、著作権侵害や麻薬密売、不法移民、小型武器の密輸、資金洗浄、サイバー犯罪、国際テロなど多様な非伝統的安全保障の問題と人間の安全保障に影響を与える問題は、より組織的、多角的になり広がっている。
2004年 第10回	ASEAN 社会文 化共同体の行動 計画	6. ASEAN 社会文化共同体の行動計画の下、思いやりのある社会の ASEAN 共同体構築の目標は、次の懸念に対処する・ <u>人間の安全保障</u> の基本的な要件として、食料安全保障と安全性を高める。
	ASEAN と韓国 との包括的協力 パートナーシ ップに関する共同 宣言	グローバル化と地域統合の多面的な課題と同様に、人間の安全保障に影響を与える伝統的そして非伝統的問題を認識し、より論理的で地域レベルでの応答を必要とする。
2007年 第12回	ASEAN 憲章に 関する賢人会議 報告書	PART I: 戦略的調査—ASEAN コミュニティ構築へ向けた大いなる勢い ASEAN はダイアログパートナー (対話相手) との関係強化し、増加する国境を越えた課題に対処する必要がある。この関連において、ASEAN は人間の安全保障の促進、特に人権と国際人道法の尊重に努力を惜しまなかった。ASEAN は、国際テロ、国境を越える犯罪、SARS、2004年の津波災害、現在では鳥インフルエンザなどに取り組むための国際的支援と協力の動員に尽力している。これらの国境を越えた人間の

		<p>安全保障に対する脅威は、この地域の一国や一政府で対処できるものではない。</p> <p>PART II: 新たな ASEAN へ向けて—ASEAN ビジョンの実現</p> <p>ASEAN 共同体を超えて、加盟国は最終的に、安全保障、経済、社会文化的統合という密接に絡み合い相互に補強しあう三つの柱で構成される ASEAN 連合の形成を進めるべきである。ここでは、人権と基本的自由が法の支配と地域統合によって保護され、<u>人間の安全保障</u>はすべての ASEAN 市民に保証されている。</p>
2007 年 第 13 回	第 11 回 ASEAN プラス 3 の議長声明	日本は、アセアンプラス 3 の女性委員会の準備会合においてリーダーを更新し、2007 年 7 月に開催し成功したシンポジウムに引き続いて、翌年再び「女性と貧困撲滅に関するアセアンプラス 3 人間の安全保障シンポジウム」を開催することを提案した。
2009 年 第 15 回	閉会式における タイ王国首相の 声明	三つ目のゴールは、すべてのために人間の安全保障を強化することです。我々は我々の地域や人々が直面している変化—世界的経済・金融危機、気候変動、食糧とエネルギー安全保障、感染症や自然災害といったことにまとめて対処するため共に仕事をしてきた。
2011 年 第 19 回	日 ASEAN 行動 計画	<p>① ミレニアム開発目標のための ASEAN ロードマップを考慮すること、その上 2015 年を超えた国際的課題と人間の安全保障の強化に協力する。</p> <p>② 東日本大震災の経験と教訓と人間の安全保障の重視を共有の目的として、2012 年に被災地の東北地方で国際会議を開催し、2015 年に第 3 回国連防災世界会議を主催すると日本の提案を歓迎した。</p>
	議長声明	強調する点は、アジア太平洋地域において、特に自由で開かれた貿易と投資というポゴール目標の促進および人間の安全保障の構築と同様に人材育成の強化において APEC が果たす重要な役割である。
2012 年 第 21 回	日 ASEAN 首脳 会議議長声明	人間の安全保障を強調するとともに、東日本大震災を含む世界の大規模自然災害の経験と教訓の共有を通して、回復力のある社会の構築への貢献を目的として 2012 年に東北で開催された世界防災会議の成功を歓迎した。
2013 年 第 22 回	議長声明	強調する点は、アジア太平洋地域において、特に自由で開かれた貿易と投資というポゴール目標の促進および人間の安全保障の構築と同様に人材育成の強化において APEC が果たす重要な役割である。
2013 年 第 23 回	議長声明	人間の安全保障と経済と同様に、人間生活と環境の重要な側面として水の重要性を繰り返し説く 2013 年のチェンマイ宣言を歓迎する。

表 3 を年ごとに検討する。ASEAN 首脳会議で「人間の安全保障」が最初に登場したのは、1999 年であった。非公式会合であるが、議長声明で「人間の安全保障」が使用されている。

2000 年の第 4 回非公式会合では、賢人会議報告書で「人間の安全保障」が使われている。全体で 18 カ所におよび、そのすべてが “human security and development” と記されている。

2001 年は、第 7 回エイズに関する ASEAN サミット宣言で使用された。「エイズの流行」が「人間の安全保障」を脅かすとされている。

2002 年の会合では、東アジア研究グループ最終報告書に「人間の安全保障」が使用されている。東アジア研究グループは韓国の主導で設置され、各国の次官補級で構成されるグループである。「人間の安全保障と地域の安定性に影響を与える国境を超える課題」に対する協力を強化すべきとしている。

2004 年には、二種類の資料で「人間の安全保障」が使用されている。ASEAN 社会文化共同体行動計画と大韓民国との共同宣言である。

2007 年は、ASEAN 憲章に関する賢人会議報告書において「人間の安全保障」の使用がある。「ASEAN は人間の安全保障の促進、特に人権と国際人道法の尊重に努力を惜しまなかった」さらに、「人権と基本的自由が法の支配と地域統合によって保護され、人間の安全保障はすべての ASEAN 市民に保証されている」と記されている。「人間の安全保障」に関連して「人権」に触れているのはこの文書だけである。

同じく 2007 年に開催された第 13 回会議では、ASEAN プラス 3 の議長声明において、「女性と貧困撲滅に関する ASEAN プラス 3 人間の安全保障シンポジウム」の開催について述べられている。

2009 年にはタイの首相が閉会式で「人間の安全保障を強化する」必要性を訴え、多様な課題を列挙している。

2011 年には、日 ASEAN 行動計画と首脳会議議長声明の二つで「人間の

安全保障」が使われている。日 ASEAN 行動計画では、「東日本大震災」と関連した文脈で使われている。議長声明では、APEC に関する記述の中で「人間の安全保障」が登場している。

2012 年は、日 ASEAN 首脳会議議長声明で「人間の安全保障」が使用され、世界防災会議の成功を歓迎する内容となっている。

2013 年の第 22 回議長声明は、2011 年の議長声明と同内容が記されている。

同年の第 23 回議長声明では、水の重要性を強調するチェンマイ宣言に触れる中で、「人間の安全保障」が使用されている。

このように 1999 年から 2013 年の ASEAN 首脳会議の関連文書を整理した結果、以下のことがいえる。まず、「人間の安全保障」が使われている文書の種類は一定ではなく、議長声明、賢人会議報告書、行動計画など多様である。

次に、ASEAN も「人間の安全保障」に対して受容的態度であるということである。「人間の安全保障の強化」や「人間の安全保障の重視」など、肯定的な表現が使用されている。しかし、APEC と同様に「人間の安全保障」の意味や定義を示すような表現は見当たらず、日本やカナダが主張する内容や方向性に触れる記述も見られなかった。

さらに、「発展」「社会正義」「地域の安定」など ASEAN の掲げる目標や方向性と一致する言葉が共に使用されていることが目立った。このような使用方法も、APEC と共通する点である。

「人権」は、2007 年の ASEAN 憲章に関する賢人会議報告書で登場していた。ただ、「人権」と「人間の安全保障」を並列に述べているにとどまり、この記述から両概念の関係についての認識を読み取ることはできない。同文書には、「人間の安全保障」はすべての「ASEAN 市民に保証されている」との記述がある。この表現から、ASEAN も「人間の安全保障」の対象となる人々として ASEAN 域内の人々を想定していると考えられる。

次節では、ASEAN が掲げる「人間の安全保障」の脅威について検討する。

2. ASEAN による「人間の安全保障」の脅威

表 4 は、前節の表 3 をもとに、ASEAN が「人間の安全保障」の脅威として挙げてきた内容を整理したものである。左から、首脳会議開催年、回、資料名、脅威の四項目で整理している。APEC の場合と同様に、直接的に脅威と表現してなくても、文脈上脅威と捉えていると判断されるものも含んでいる。具体的な脅威が示されていない場合には、棒線を引いた。

表 4. ASEAN における「人間の安全保障」の脅威

開催順	資料名	脅威
1999 年 第 3 回非	議長声明	—
2000 年 第 4 回非	アセアン賢人会議 レポート	—
2001 年 第 7 回	第 7 回エイズに関する ASEAN サミット宣言	エイズ
2002 年 第 8 回	東アジア研究グループの最終報告書	国際テロ、貧困、著作権侵害、麻薬密売、不法移民、小型武器の密輸、資金洗浄、サイバー犯罪
2004 年 第 10 回	ASEAN 社会文化共同体の行動計画	食料安全保障
	ASEAN と韓国との包括的協力パートナーシップに関する共同宣言	伝統的そして非伝統的問題
2007 年 第 12 回	ASEAN 憲章に関する賢人会議報告書	国際テロ、国境を越える犯罪、SARS、2004 年の津波災害、鳥インフルエンザ
2007 年 第 13 回	第 11 回 ASEAN プラス 3 の議長声明	女性と貧困
2009 年 第 15 回	閉会式におけるタイ王国首相の声明	世界的経済・金融危機、気候変動、食糧とエネルギー安全保障、感染症や自然災害
2011 年 第 19 回	日 ASEAN 行動計画	東日本大震災
	議長声明	—
2012 年 第 21 回	日 ASEAN 首脳会議 議長声明	東日本大震災を含む世界の大規模自然災害
2013 年 第 22 回	議長声明	—
2013 年 第 23 回	議長声明	—

表 3 を下に筆者作成

表 3 を順に見ていく。最初に示された脅威は、2001 年のエイズである。

2002 年には、「国際テロ」から「サイバー犯罪」まで多様な八つの項目が示されている。

2004 年の文書では、「食料安全保障」が課題として捉えられている。さらに、「伝統的・非伝統的問題」という表現がある。

2007 年は内容がより具体的になり、「国際テロ、国境を越える犯罪、SARS、2004 年の津波災害、鳥インフルエンザ」と、ASEAN 加盟国が実際に被った災害や、国際的問題が挙げられている。ASEAN プラス 3 の文書では、シンポジウムの表題ではあるが「女性と貧困」が「人間の安全保障」と関連づけられている。

2009 年のタイの首相声明では、「世界的経済・金融危機、気候変動、食糧とエネルギー安全保障、感染症や自然災害」などが脅威として示された。

2011 年と 2012 年には、日本と関係する文書の中で、「東日本大震災」や「世界の大規模自然災害」が示されている。

表 4 から次のことが言える。ASEAN が最初に脅威と示した課題はエイズであった。しかし、その後の文書でエイズが示されることはなかった。ASEAN が「人間の安全保障」の脅威として捉える課題は一定ではない。文書ごとに内容が変化し、具体的かつ多様な問題が含まれている。したがって、ASEAN は当初から「人間の安全保障」を安全保障の概念として認識していなかったと考えられる。安全保障に限らず、その他特定の分野の概念として位置づけていない。ASEAN がその時直面している問題や、議論的となっている政策課題等を取り上げる用語として使用する傾向にある。

前節での検討も加えて整理すると、ASEAN による「人間の安全保障」の特徴は以下の四点にまとめることができる。第 1 に、定義や人権との関係を明確にしていないこと。第 2 に、ASEAN の目標と関連づけていること。第 3 に、安全保障の概念ではなく、その時の状況に応じた概念としているため、

脅威の内容が一定ではなく変化すること。第4に、対象として加盟国内の人々を想定していることである。この4点の特徴は、ほぼ APEC と共通している。こうした特色のある使用方法がいかなる意味をもつのか、次に考察する。

IV. おわりに

ここでは、東南アジアにおける「人間の安全保障」について、日本やカナダとの比較を通して検討していきたい。

東南アジアの「人間の安全保障」の特徴4点は(1) 定義や人権との関連を明確に示さない。(2) 自らの目的と関連づける。(3) 安全保障の概念として扱わず、脅威が多様である(4) 対象として加盟国内の人々を想定しているであった。

こうした特徴は、メアリー・カルドーによる指摘「アジアにおける『人間の安全保障』は西洋でのそれに比べて共同体に力点を置くという特徴を見せる。」との内容を裏付けるものである⁽¹¹⁾。東南アジアは、「人間の安全保障」を共同体の目標や方針に沿って受け入れ、その脅威として共同体が抱える問題を扱う。対象は共同体内部の人間とし、共同体内で調和がとりづらい人権や安全保障とはほとんど関連性を持たせない。共同体の維持と発展を軸とした「共同体に力点を置く」使用方法が採用されることによって、「人間の安全保障」はほとんど抵抗を受けることなく共同体に導入されている。

このように自らの内部に「人間の安全保障」を取り入れる姿勢は、日本やカナダと大きく異なる特徴である。日本やカナダが「人間の安全保障」の問題とするのは、発展途上国の貧困や、紛争中の国家・地域の人々の安全である。そのため外交政策の一つと位置づけ、対象とするのは主として自国外の人々や課題である。それに対し、東南アジアが対外的に「人間の安全保障」

を掲げる姿勢は見られない。

日本やカナダは、国連をはじめとする国際機関、各国家への働きかけを通じて国際社会に「人間の安全保障」の流れを作ってきたが、東南アジアにはその流れとは別の「人間の安全保障」が存在している。外交政策ではなく、共同体内の公共政策分野における問題解決を推進するキーワードとしての役割を担った「人間の安全保障」である。

こうした東南アジアの「人間の安全保障」の背景には、アチャリヤが指摘していたように 1997 年の経済危機以降の国境を超える問題の頻出と、それに対する協力の必要性の高まりがある。国境を超える問題に取り組む中で、そうした問題によって大きな影響を受け、最も犠牲となる人々の生活に視点を置くことの重要性が東南アジアでは認識されてきたのではないだろうか。山影進は ASEAN における非政府組織 (NGO) の参加が進んでいる現状を踏まえて、次のように指摘している。

「ASEAN 首脳会議などで繰り返して確認されている常套句は、人民中心 (people-centered) ないし人民志向 (people-oriented) の ASEAN である。発足以来、首脳や閣僚級の継続的会議外交の場としての ASEAN が、東南アジアで生活している人々をも視野にいれた地域共同体としての ASEAN に変わろうとしていることを感じさせる文言である。この変化は、やはり 2003 年の第二 ASEAN 協和宣言採択以降の動きと言って良いであろう。そして、ASEAN 憲章は『われわれ東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟国の人民は』(WE, THE PEOPLES of the Member States of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)) という書き出しで始まっている」⁽¹²⁾

「ASEAN 首脳会議」などで「人民中心」「人民志向」といった言葉が「常

「套句」のように使用されていることについて、山影は ASEAN が「生活している人々をも視野にいれた地域共同体」に変わろうとしていることを感じさせるとしている。こうした「変化」を、2003年以降の動きと見ているが、その時既に東南アジアにおいて「人民中心」「人民志向」という言葉が登場する素地が整っていたことをうかがわせる。「人民」つまり「人間」を「中心」に据える観点の広がり、「人間の安全保障」の受容を可能にし、自らの内部に取り込んで問題解決に活用するという姿勢につながったのではないだろうか。その結果、日本やカナダとは異なる独自の「人間の安全保障」の観点を生んだといえる。

以上の検討から、東南アジアにおける「人間の安全保障」の特徴を明らかにしてきたが、本稿で検討することができたのは公式文書における使用方法という限定的な一側面に過ぎない。さらに考察を深めるには、東南アジアを取り巻く国際状況の変化や加盟国の事情等を含めて検討する必要がある。今後の課題としたい。

《注》

- (1) UNDP (1994) pp.22-24 邦訳国連開発計画 (1994) 『人間開発報告書』。
- (2) 人間の安全保障委員会は2003年に最終報告書を当時のアナン国連事務総長に提出した。Commission on Human Security (2003) 邦訳人間の安全保障委員会 (2003) 『安全保障の今日的課題』。
- (3) 2000年に International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS) 「介入と国家主権に関する国際委員会」が創設され、2001年に *Responsibility to Protect Research Bibliography* 邦題『保護する責任』と題する報告書が提出された。カナダの取り組みについては、加藤普章 (2001)、塚田洋 (2005) など。「人間の安全保障」と「保護する責任」については、2005年の国連総会首脳解剖成果文書で両概念が異なるパラグラフで明記されたことにより、区別が示されたとされている。
- (4) 人間の安全保障委員会の共同議長の一人名ルティア・センは、同委員会の報告書にお

いて『人間の安全保障』を人権の一部と考えることの利点』について述べている。人間の安全保障委員会、前掲書 35 ページ。メアリー・カルドーは「国家に基礎を置く伝統的なアプローチから『人間の安全保障』アプローチを分かちのは、人権の第一義性である。」と述べている。メアリー・カルドー (2011) 270 ページ。

- (5) 当時の主張や状況などについては、大沼保昭 (1998)、阿部浩己 (1997)、平野健一郎 (1998) など。
- (6) アムネスティ・インターナショナル http://www.amnesty.or.jp/news/2012/1113_3619.html やフォーラム・アジア <http://www.forum-asia.org/?p=15609> など (最終閲覧日 2014 年 5 月)。
- (7) 実際、1998 年 7 月フィリピンで開催された ASEAN 拡大外相会議において、当時のイ外相スリン・ピツワン氏が「人間の安全保障」に関する会合の設定を提案している。
- (8) Acharya Amitav (2007) p.22.
- (9) 小和田恒、山影進 (2002) 135 ページ。
- (10) Nishikawa, Yukiko (2009) pp.226-227.
- (11) メアリー・カルドー (2011) p.viii.
- (12) 山影進 (2010) 166 ページ。

《参考文献》

- ・阿部浩己 (1997) 「アジアの人権—地域人権機構への道」日本国際問題研究所『国際問題』No.449 21-6 ページ。
- ・大沼保昭 (1998) 『人権、国家、文明—普遍主義的人権観から実際的人権観へ—』筑摩書房。
- ・小和田恒、山影進 (2002) 『国際関係論』放送大学教育振興会。
- ・加藤普章 (2001) 「カナダ外交の人間の安全保障論」勝俣誠編『グローバル化と人間の安全保障—行動する市民社会』日本経済評論社。
- ・塚田洋 (2005) 「カナダ外交における『人間の安全保障』」国立国会図書館『レファレンス』651 号、2005 年 4 月 55-69 ページ。
- ・堤功一 (2002) 「保護する責任 (The Responsibility to Protect) —介入と国家主権についての国際委員会報告 (2001 年 12 月)」立命館法学会『立命館法学』2002 年 5 号 (285 号) 355-365 ページ。
- ・人間の安全保障委員会 (2003) 『安全保障の今日的課題』朝日新聞社。
- ・平野健一郎 (1998) 「アジアの人権」日本国際問題研究所『国際問題』No.459 43-58 ページ。
- ・メアリー・カルドー (2011) 山本武彦、宮脇昇、野崎孝弘訳『「人間の安全保障」論』グ

ローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局。

- ・ポール・エヴァンス（和田賢治訳）（2004）「人間の安全保障をめぐるアジアからの視座—保護責任とは何か」佐藤誠・安藤次男編『人間の安全保障：世界危機への挑戦』東信堂 227-255 ページ。
- ・山影進（2010）「ASEAN の変容と広域秩序形成」渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房 155-179 ページ。
- ・Acharya, Amitav (2001) “Human Security : East Versus West” in *International Journal* 16(3), pp.442-460.
- ・Acharya, Amitav (2007) *Promoting Human Security: Ethical, Normative and Educational Frameworks in South-East Asia*. UNESCO, Paris.
- ・Evans, Paul M. (2004) “Human Security and East Asia: In the Beginning,” in *Journal of East Asian Studies* 4, pp.263-284.
- ・International Commission on Intervention and State Sovereignty (2001) *The Responsibility to Protect: Research Bibliography*, Background, Ottawa.
- ・Nishikawa, Yukiko. (2009) “Human Security in Southeast Asia: Viable Solution or Empty Slogan?” in *Security Dialogue*, vol.40, no.2, April 2009.

《参考ホームページ》

Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC 事務局ホームページ) <http://www.apec.org/>

Association of Southeast Asian Nations (ASEAN 事務局ホームページ) <http://www.aseansec.org/>

(長尾名穂子 創価大学非常勤講師)